

## 目 次

はじめに .....	1
1 高浜市の農業の特性.....	1
2 水田農業の現況と課題 .....	1
水田農業のあるべき姿（作物振興及び水田利用の将来方向） .....	3
1 作物振興 .....	3
2 水田利用 .....	4
3 作物販売 .....	5
4 担い手の育成と将来方向 .....	5
具体的な目標 .....	7
1 作物作付け及びその販売の目標 .....	7
2 担い手の明確化 .....	7
3 担い手リスト .....	8
地域水田農業ビジョン実現のための手段.....	9
1 水田農業構造改革交付金の活用方法.....	9
2 その他事業の活用 .....	9
3 推進及び進行管理の体制 .....	10

はじめに

## 1 高浜市の農業の特性

高浜市（以下「本市」という。）は、愛知県の中央南部三河平野の西南部に位置し、中部圏の中核都市である名古屋市から南東に25kmのところに位置している。

本市の農業は水田を中心として、水稻、麦、大豆、養鶏を主体とする農業が行われており、本市の北部は養鶏との複合経営、南東部は水田中心の土地利用型農業、南部の一部農家ではいちじく栽培が定着し、地域ごとに特色ある農業が展開されている。しかしながら、農業者の高齢化とともに担い手自身も高齢化してきており、本市の担い手不足は深刻化している。

本市の農地の地形は高低差があり、大区画の面積が比較的少なく湧水地もあり、麦作に不適な水田も混在している状況である。このような土地条件の中で、米の生産調整を合理的に実施するため本市を一円とした地域営農（注）を実施し、農用地区域における麦の集団転作に取り組んでいる。また、麦収穫後の水田を利用した大豆栽培については、平成13年から国の水田農業経営確立対策の水田高度利用加算制度により、その栽培面積を拡大してきた。

（注）地域営農とは本市を一円とした集落営農で、米の生産数量目標の達成と集団転作の推進、担い手への土地の利用集積を目的として活動する推進体制を言う。

## 2 水田農業の現況と課題

本市では、水田における土地利用型農業を活性化するため、農用地の利用集積による経営規模の拡大と認定農業者の育成に加えて、麦の裏作である大豆を積極的に推進し、水田における麦・大豆の本格的な生産拡大と品質の向上を図ることにより、質の高い水田営農に取り組んでいく必要がある。

このため、実需者のニーズに対応した販売・作付計画の策定、麦・大豆等の生産技術と品質の向上、土地利用型農業推進組織の育成強化、麦・大豆等の本格的な生産のために必要な基盤整備の推進を行う。また、水田における作物も水稻に限らず麦・大豆等意欲的な営農が地域の特性に応じた作物戦略を実現し、今後も実効のある米の生産調整を実施して行くものとする。

水田面積の推移

単位：h a

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
水田面積	210	208	207	208

(愛知農林水産統計年報)

水稲を中心とした水田農業の現況をみると、担い手の面では、JAあいち中央営農部会高浜地区会員（以下「営農部会員」という。）を中心に農地の利用集積と農作業受委託等により、経営規模を拡大し、効率的な経営体が育ってきているが、一方で中規模な稲作農家と数多くの飯米農家が存在している。生産面では、米の生産調整規模が拡大するなかで、転作作物として麦が栽培され、その大部分が団地化・ブロックローテーションにより営農部会員に集約されている。結果として、耕作不適地での作付けも一部で見られる。販売面においては、農家保有米が多く、農協を通じて出荷される米は生産量の50%程度といった特徴がみられる。

このような特徴がある本市の水田農業を、平成19年度から本格的に始まる改革のなかで維持していくためには、地域営農の継続発展と担い手への土地利用集積を更に進めるとともに、新たな担い手の発掘をしていく必要がある。また、担い手の連携強化を図り耕脈調査から経営農地の団地化を進め、効率的な経営により低コスト化と売れる米づくりを推進し、地元消費の拡大を図らなければならない。

また、水稲作以外の麦、大豆については適地適作を推進するとともに、本市の水田に適した作物の導入についても、検討していく必要がある。

麦については、団地化とブロックローテーションにより実施し、作業を営農部会員に受託させる。機械の効率的利用と排水対策を行う。実需者ニーズに即した高品質の麦を生産する。

大豆については、作柄安定の技術の確立と普及に努める。排水対策と適期播種・適期収穫に努める。専用収穫機及び選別機の活用により、作業性の向上と高品質化に努める。

その他の作物について、露地野菜は地元消費者ニーズ及び環境に配慮した栽培技術体系の確立を図る。

## 水田農業のあるべき姿（作物振興及び水田利用の将来方向）

水稲については、生産数量配分の適正な生産計画に基づき栽培品種の団地化と転作作物の団地化を進め、麦大豆については排水等が良好な土地に団地を誘導し、品質向上と生産コストの低減を図ることとする。また、これらの取り組みに合わせてトレーサビリティシステムを確立し、消費者及び実需者の期待に応える農産物の生産を一層進めることが重要である。

### 1 作物振興

適地適作を原則に、作付け体系を確立することにより、消費者や実需者に支持される水田作を推進する。

#### （1）良質で安全・安心・低コストで売れる米の安定的な生産。

消費者や実需者の評価を踏まえ「コシヒカリ」「祭り晴」「あいちのかおり SBL」を中心に集荷率の向上とロット(同一品質農産物の一定数量のまとまり)の確保を図る。栽培面では、施肥改善と基本技術の励行により品質改善を進める。集荷された米は自主検査や品質分析を行い、品質の高位平準化を進める。また、共同乾燥施設においては、農協系統の自主規格を踏まえた乾燥調整により品質向上と均質化を徹底するとともに用途や品質に応じた区分管理を実施する。

安全・安心については、計画的な種子更新と栽培こよみに基づく統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うとともに、流通の各段階を通じたトレーサビリティシステムの確立を図る。また、減化学肥料栽培等により環境に優しい米づくりを推進する。

低コストの面においても、米の消費量の減退が今後も見込まれるなかで経営を確立していくためには価格競争力の強化とコストの低減が急務となってくる。このため、農地の利用集積による経営規模の拡大を図るとともに、品種別及び作期別の集団化に努め、大型農業機械及び共同利用施設の効率的な利用を進める。また、育苗が不要で大幅な労働時間の短縮とコスト低減等が可能な不耕起直播栽培の導入拡大を進め、省力低コスト生産を進める。

#### （2）高品質な安定生産と低コスト化、安全・安心な麦の生産。

高品質麦の安定生産については、計画的な種子更新を実施するとともに作期分散のできる優良な品種の導入を検討し、適期に播種・収穫作業が行える体制

とし、品質の向上をめざす。

低コスト化については、地域営農の推進による団地化及びブロックローテーションの下で効率的な生産を行い、安定した収量を確保するため、施肥体系の改善や排水対策の徹底等必要な技術の推進に努める。

安全、安心の面において、生産者による生産工程管理、生産履歴の記帳の徹底をする。特に、近年問題となっている赤かび病は、消費者の健康に影響を与える場合があるので、防除を徹底する。

その他、実需者のニーズが反映されるよう実需者サイドとの情報交換を密にし、連携の強化を図る。

### (3) 高品質及び安全・安心な大豆の生産。

高品質大豆の安定生産については、計画的な種子更新を図り品質の向上をめざす。排水対策の徹底により高い単収を目指すと同時に、病虫害発生予察に基づく適切な病虫害防除を実施することで生産の安定を図る。

安全、安心において、生産者による生産工程管理、生産履歴の記帳の徹底をする。また、地元産の安全性をアピールし、加工業者と連携し需要の拡大を図るなど、実需者のニーズが反映されるよう実需者サイドとの連携強化を図る。

### (4) レンゲの作付

地力増進効果から米の減化学肥料栽培を推進する。

麦や大豆の連作障害の防止を図る。

景観形成により水田の多面的機能を保持する。

## 2 水田利用

### (1) 利用方法

地域営農の推進による作付けの団地化と水稻・麦・大豆等を組合わせたブロックローテーションを基本とする。

また、麦・大豆作に利用する場合は、品質の確保も含めた農業生産の最効率化を図るため、排水が良く、区画形状が揃っているなどの生産条件が良好な水田での作付けを前提に団地の再構築に努める。

### (2) 優良な水田の確保

優良な水田については、その多面的機能にも配慮しながら無秩序な開発等が行われないよう、長期的に確保・保全を図る。

また、水田農業の一層のコスト低減や作業効率の向上を図るため、多様な手法によるほ場の大区画化や汎用化を推進していく。

### 3 作物販売

水田そのものの面積が少ない本市の状況から、農家と消費者や実需者の距離が近く、水田農業の基幹作物である米・麦・大豆については、県内における販売を基本とし、地域内消費の拡大を推進する。

販売にあたっては、多様なルートがあるなかで、品質、価格、ロットなど消費者や実需者が求める条件に的確に対応していくことが求められている。大口ロットを安定的に販売する農協系統による共同販売、有機栽培などにより高付加価値をねらうもの、身近な地産地消に焦点を当てた直売や契約栽培に基づく販売など、実需ニーズに沿って取り組むこととする。また、今後においては、学校給食の食材供給を検討する。

### 4 担い手の育成と将来方向

#### (1) 担い手の育成・確保

本市における水稲作を主要な経営基盤とする、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業経営基盤強化促進法第12条による認定農業者及び営農部会員を担い手と位置付けて様々な支援を行う。

また、農業経営者としての意識の高揚、新規就農者の受け皿、社会的な信頼度が増すという利点もある法人化の取組みを推進する。

#### (2) 目標とする担い手の姿

目標とする担い手の姿としては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における効率的かつ安定的な農業経営の基本指標に定める経営モデルの類型とする。

設定に当たっての前提条件は、次のとおりである。

水田農業経営を基本として他産業並の所得の確保に努める。

担い手への土地利用集積は、利用権設定によるものを基本とし、集団化を進める。

経営費に占める割合が高い高性能な農業機械の効率的利用により機械費を

削減する。

### (3) 担い手への土地利用集積

低コスト化を図るためには、担い手に面的にまとまりのある利用集積を推進することが重要であり、地域合意に基づき農地保有合理化事業等を積極的に活用するとともに、利用集積に関する情報の収集・整理及び農地の利用調整を円滑に進める。また、ブロックローテーションによる麦・大豆等の作付けは、営農部会員等が受託する。

さらに、利用集積に向けた情報の収集・整理を行うため、農家の意向調査、及び利用集積関係情報の整理に努める。

### (4) 農用地利用の集団化

土地利用型農業の発展と農家経営の安定を図るためには、経営規模の拡大と農用地利用の集団化は最も重要であり、高浜市農用地利用改善組合を核として、高浜市農業委員会、あいち中央農業協同組合との連携のもと、農地保有合理化事業を推進し、利用集積に努めていく。

### (イ) 担い手への農用地の利用集積目標

項 目	基本構想にお ける既集積面積	今後5年間に望まれる農用地の 利用集積の目標面積		基本構想に おける農用 地の利用の 集積に関す る目標面積
			今後5年間の 農用地の利用 集積の基礎的 目標面積	
高浜市	97.9ha	8.6ha	2.5ha	120ha

(ロ) 水田農業の担い手は、本市を拠点とし水稻作を主要な経営基盤としてい  
る認定農業者及び営農部会員とする。

## 具体的な目標

### 1 作物作付け及びその販売の目標

#### 水稻

平成18年産実績				平成19年産(見込)			
品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)	品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)
コシカ	36.62	30.9	1,883.5	コシカ	45.0	30.0	2,282.0
あさひの夢	19.14	16.1	217.0	あさひの夢	30.0	20.0	612.0
あいちのかおり	62.62	52.8	3,366.5	あいちのかおり	75.0	50.0	4,224.0
その他	0.27	0.2	496.0	その他	0	0	0
計	118.65	100.0	5,963.0	計	150.0	100.0	7,118.0

#### 小麦

平成18年産実績				平成19年産(見込)			
品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)	品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)
農林61号	43.23	76.1	3,054.3	農林61号	33.86	69.0	2,450.0
ワイルド仔	13.54	23.9	751.9	ワイルド仔	15.19	31.0	1,125.0
計	56.77	100.0	3,806.2	計	49.05	100.0	3,575.0

#### 大豆

平成18年産実績				平成19年産(見込)			
品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)	品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)
フクワ	18.74	94.9	492.0	フクワ	20.00	100.0	600.0
エルスター	1.00	5.1	31.5	エルスター	0.00	0	0
計	19.74	100.0	523.5	計	20.00	100.0	600.0

### 2 担い手の明確化

水田農業の担い手としては、農業経営基盤強化促進法第12条に規定する認定農業者及び営農部会員とする。

なお、他地域の地域水田農業ビジョンに記載される担い手については、本市地域の担い手とみなす。



## 高浜市担い手リスト

《リストは省略》

地域水田ビジョン実現のため手段

1 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法

水田農業構造改革交付金の使途については、次のとおりとされています。

米の生産調整の推進

水田を活用した作物の産地づくりの推進

水田農業構造改革の推進（担い手の育成）

のいずれかにあてはまること。

また、農業者個人に交付する場合は、当該農業者は生産調整実施者であり、かつ集荷円滑化対策に係る拠出を行っていることが必要とする。

高浜市地域水田農業推進協議会における交付金の使途及び助成水準は次のとおりとする。

（単位：円 / 10a）

助 成 区 分	交 付 単 価	
	地 権 者	作 業 者
団地内で作付けする麦、大豆	38,000 円	25,000 円
団地内で作付けするレンゲ	27,000 円	
米価下落対策として担い手以外の水稻作付面積に交付	2,500 円	

〔注意事項〕

\* 作業者は、地域水田農業ビジョンにおいて「担い手」として記載されている者とする。

\* 他の地域のビジョンに記載された担い手は本市地域に準ずる。

\* 作付けの実施状況は、例年どおり現地確認を実施する。

イ 稲作構造改革促進事業

（単位：円 / 10a）

助 成 区 分	助 成 水 準
	耕作権者
米価下落等の補てん	2,500

注6 助成水準が助成上限額（{基準収入 - 当年産収入} × 0.9）を上回った場合は、助成上限額を補てん単価とする。なお、助成上限額は100円未満切捨てとする。

## 2 その他の事業の活用

### (1) 地域とも補償の取り組み

生産調整を地域配分にて実施する上で、平等性を保つため互いに助け合う「とも補償」は有効なシステムと考えられますので、今後とも地域とも補償に取り組むものとする。

- ・ 豊作時における米の区分出荷を推進するため、主食用水稻（酒用米や採種用水稻を含む）作付に対して資金を拠出し、区分出荷米穀に対して通常の売渡し価格との差額を補填するものとする。

#### 資金の造成

- ・ 拠出対象者は、集荷円滑化対策に加入（拠出）した者
- ・ 拠出対象農地は、主食用水稻作付け農地（酒造用米や採種用水稻を含む）

#### 資金の使途

豊作時（作況指数が100を超えた時）の区分出荷した米穀に対して通常の売り渡し価格との差額を補填する。補填金額は造成資金額を限度とする。（造成資金は、区分仕分けした米穀の精算が終了した時点で残金がある場合は、造成時の面積に応じて補填後の資金を返金する。）

### (2) その他の事業

産地づくり対策とともに水田農業のあるべき姿の実現に向けて、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、品目横断経営安定対策等の活用の推進を図る。

## 2 推進及び進行管理の体制

本市の水田農業のあるべき姿の実現に向けて、関係者の意思統一を図るとともに、進捗状況等を点検し、それを踏まえて、関係者、関係機関がより効果的・効率的に事業を推進できるように高浜市地域水田農業推進協議

会を設置する。

この地域水田農業ビジョンは、数値目標、担い手リスト、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の用途、算定水準について毎年点検し、必要である時は、高浜市地域水田農業推進協議会に諮り、見直し、変更を行うものとする。